２０２２年度　九州教区　　　　　　　　組　教化事業計画（教区指定）

組長　　　　　　　　　　　　　　　職印

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①組門徒会研修 | 実施有無【該当する□に✔。】  □有　　□無 | | | | | 実施予定日  年　　　　月　　　　日 | 助成額  各組御依頼寺院数×￥２，０００ |
| 具体的内容と課題 | | | | | | |
| ②組同朋総会※ | 実施有無【該当する□に✔。】  □有　　□無 | | | | 実施予定日  年　　　　月　　　　日 | | 助成額  各組御依頼寺院数×￥２，０００ |
| 具体的内容と課題 | | | | | | |
| ③育成員研修 | 実施有無【該当する□に✔。】  □有　　□無 | | | 実施予定日  年　　　　月　　　　日 | | | 助成額  ￥５０，０００－ |
| 具体的内容と課題 | | | | | | |
| ④青少幼年教化事業 | 実施有無【該当する□に✔。】  □有　　□無 | | 実施予定日  　　　　　年　　　　月　　　　日 | | | | 助成額  ￥５０，０００－ |
| 具体的内容と課題 | | | | | | |
| ⑤解放研修 | 実施有無【該当する□に✔。】  □有　　□無 | 実施予定日  　　　　　年　　　　月　　　　日 | | | | | 助成額  ￥５０，０００－ |
| 具体的内容と課題 | | | | | | |
| ⑥女性研修会 | 実施有無【該当する□に✔。】  □有　　□無 | 実施予定日  　　　　　年　　　　月　　　　日 | | | | | 助成額  ￥５０，０００－ |
| 具体的内容と課題 | | | | | | |

留意事項

➊枠内に収まらない場合は、裏面にご記入ください。

➋本計画書をもって、助成をさせていただきます。なお、**提出締切は9/30（木）**となります。**提出日を過ぎると助成ができません**ので、ご了承ください。

➌実施予定日は可能な範囲で正確にご記入ください。通信員が取材に伺わせていただく場合があります。

❹実施後は、報告書（別書式）の提出をお願いします。（2022/5/16締切）なお、実施予定で実施ができなかった場合、次年度の助成はできませんので、ご了承ください。

❺計画書・報告書はデータ提供が可能です。教務所までお申しつけください。なお、九州教区ホームページからもダウンロードができます。http://otaniha-kyushu.com

※組同朋総会について（実施参考例）

　住職・前住職・代務者・坊守・前坊守・准坊守・候補衆徒及びその他の衆徒・組門徒会員・推進員・総代・責任役員・組に属する教化団体の代表者等の出席を得て、「組の教化活動を基軸とした教化体制」の確立を目指し、各組の実情において課題となる各般にわたる事項について協議および意見集約が行われることを願いとしています。なお、協議及び意見集約は、教化に関する事項にとどまらず、教化体制の確立を補完する組の予算や運営方針等、幅広い項目で実施ください。日程については、提言や問題提起等を組み入れたり、創意工夫をこらして開催をお願いします。

関係条文

　組制　第一条（組の構成・運営）

　組は、地方行政区画並びに教学振興及び教化推進の実動の便宜を参酌し、従前から分属された寺院、教会その他の所属団体により構成される地方宗務機関であって、聞法の道場たる寺院及び教会がその機能を発揮して同朋の会を生み出し、念仏者を育む同朋会運動のさらなる展開のための共同教化の単位として、常に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない。

　組制　第三条（職務）二項

　組長は、第一条の運営理念を尊重し、組の宗務執行の適正を保持するため、組同朋総会を開いて、組の運営に関わる住職・教会主管者、僧侶、坊守及び門徒会員等の意見を広く聴取するものとする。